

○津山工業高等専門学校学生生活委員会規程

〔平成18年2月28日〕
規程第19号

改正 平成21年3月18日規程第8号 平成21年8月25日規程第18号
平成21年12月22日規程第37号 平成22年3月18日規程第6号

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校に、学生生活の支援等に関する事項を審議し、かつ福利厚生施設（売店及び食堂をいう。以下同じ。）の円滑な運用を図ることを目的として、津山工業高等専門学校学生生活委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学生の生活支援・指導に関すること。
- (2) 学生会・課外活動に関すること。
- (3) 学生の保健衛生に関すること。
- (4) 入学科及び授業料の免除、奨学金等に関すること。
- (5) 福利厚生施設に関すること。
- (6) 校長の諮問事項に関すること。
- (7) その他学生生活に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、第2号の委員は、第3号又は第4号の委員を兼ねることができる。

- (1) 学生主事
 - (2) 学生主事補
 - (3) 各専門学科から推薦された教員各1人
 - (4) 一般科目の文科系及び理科系から推薦された教員各1人
 - (5) 学生課長
- 2 前項第3号又は第4号の委員に事故があるときは、当該学科等が委任した教員が代理として出席することができる。
- 3 学生の指導に関する審議にあたっては、当該学生の所属する学科長（専攻科生

の場合は専攻科長), 学級担任 (専攻科生の場合は専攻主任) 及び当該学生が寮生の場合は, 寮務委員会委員を第 1 項に規定する構成員に加えることができる。

ただし, 学生の懲戒処分の審議において, 校長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き, 学生主事をもって充てる。

2 委員長は, 委員会を招集し, その議長となる。

3 委員長に事故があるときは, 委員長があらかじめ指名した学生主事補が, その職務を代行する。

(任期)

第 5 条 第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる委員の任期は, 1 年とし, 再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず, 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は, 前任者の残任期間とする。

(連絡協議会)

第 6 条 福利厚生施設の運用に関し学生の意見を反映するため, 必要に応じ, 学生会と合同で福利厚生連絡協議会を開くことができるものとし, 学生主事が議長となる。

(意見聴取)

第 7 条 委員会が必要と認めたときは, 委員以外の者の出席を求め, その意見を聴くことができる。

(事務)

第 8 条 委員会に関する事務は, 学生課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか, 委員会に関し必要な事項は, 別に定める。

附 則

この規程は, 平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月18日規程第8号)

この規程は, 平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月25日規程第18号)

この規程は, 平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月22日規程第37号)

この規程は, 平成21年12月22日から施行する。

附 則（平成22年3月18日規程第6号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。